



2025/07/18 21:32 現在の情報です。

東京都中央区築地七丁目3番10-1203号
株式会社YZ

会社法人等番号	0100-01-184824	
商号	株式会社YZ	
本店	東京都中央区築地七丁目3番10-1203号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成29年7月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の営業、経営及び人材の採用並びに雇用に関するコンサルティング事業 2. 新規事業開発支援事業 3. ITに関する商品・サービス等の企画、開発 4. 人材紹介業 5. ビジネスマッチング事業 6. インターネットを媒介とした市場のマーケティング事業 7. インターネットホームページの企画、立案、制作、管理、運営 8. 販売代理店事業 9. ベンチャービジネスに対する投資事業 10. 不動産の売買、所有、管理及び賃貸 11. 各種イベント、講演、セミナーの企画、制作、運営、管理 12. 執筆業 13. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	1500株	
	15万株	令和 4年 5月19日変更 令和 4年 5月31日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 589株	令和 3年12月21日変更 令和 3年12月27日登記
	発行済株式の総数 普通株式 5万8900株	令和 4年 5月19日変更 令和 4年 5月31日登記
	発行済株式の総数 7万1983株 普通株式 5万8900株 A種優先株式 1万3083株	令和 4年 5月20日変更 令和 4年 5月31日登記
	発行済株式の総数 7万4601株 各種の株式の数 普通株式 5万8900株 A種優先株式 1万5701株	令和 5年 2月28日変更 令和 5年 3月 6日登記
	発行済株式の総数 7万5911株 普通株式 5万8900株 A種優先株式 1万7011株	令和 6年 7月31日変更 令和 6年 8月 9日登記
	発行済株式の総数 7万6566株 普通株式 5万8900株 A種優先株式 1万7666株	令和 6年11月30日変更 令和 6年12月 2日登記
	発行済株式の総数 7万7366株 普通株式 5万9700株 A種優先株式 1万7666株	令和 6年12月24日変更 令和 6年12月27日登記
	発行済株式の総数 7万8166株 普通株式 6万500株	令和 7年 1月23日変更 -----

	A種優先株式 1万7666株	令和 7年 2月 6日登記
	発行済株式の総数 7万9475株 普通株式 6万1809株 A種優先株式 1万7666株	令和 7年 2月 6日変更

	発行済株式の総数 7万9606株 普通株式 6万1940株 A種優先株式 1万7666株	令和 7年 4月 23日変更

		令和 7年 5月 1日登記
資本金の額	金2378万円	令和 3年12月21日変更
		令和 3年12月27日登記
	金7375万7060円	令和 4年 5月 20日変更
		令和 4年 5月 31日登記
	金8375万7820円	令和 5年 2月 28日変更
		令和 5年 3月 6日登記
	金8876万2020円	令和 6年 7月 31日変更
		令和 6年 8月 9日登記
	金9126万4120円	令和 6年11月30日変更
		令和 6年12月 2日登記
	金9432万120円	令和 6年12月24日変更
		令和 6年12月27日登記
	金9737万6120円	令和 7年 1月 23日変更
		令和 7年 2月 6日登記
金1億237万6500円	令和 7年 2月 6日変更	
	令和 7年 2月 6日登記	
金1億287万6920円	令和 7年 4月 23日変更	
	令和 7年 5月 1日登記	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	<p>普通株式 12万5000株 A種優先株式 2万5000株 (残余財産の分配)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき7,640円（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を分配する。 2. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に（取得請求権付株式（転換請求権））に定めるA種優先転換比率を乗じた額と同額の残余財産の分配をする。 3. A種優先残余財産分配額は、下記の定めに従い調整される。 <ol style="list-style-type: none"> (1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先残余財産分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。 $\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$ (2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式又は新株予約権の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先残余財産分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する 	

自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。また、新株予約権の発行の場合は、下記算式の「新発行A種優先株式数」は当該発行される新株予約権の目的たる株式の数を意味し、「1株当たり払込金額」は当該発行される新株予約権の目的たる株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び当該新株予約権に基づき当社が株式を交付する原因となる当該新株予約権の保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(3) 第(1)号及び第(2)号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(議決権)

A種優先株主は、当会社の株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(取得請求権付株式（転換請求権）)

1. A種優先株主は、第2項に定める条件で、当社に対しいつでも、その有するA種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。
2. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき7,640円とする。

(2) 転換価額の調整

(a) 転換価額は、A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための株主への割当てにかかる基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生の際をもちつて次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間の設定がある場合には、出資を履行した日をいう。また、株主割当日を設定しない無償割当ての場合には効力発生日をいう。以下同じ。）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

なお、下記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の転換価額を適用する日の前日における、(i) 当社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等（なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。）の全てにつき取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。）が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新規発行1株当たりの株式数}) \times \text{調整前転換価額} - \text{自己株式数} \times \text{1株当たりの株式数} \times \text{払込金額}}{(\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}) - \text{自己株式数}}$$

(iv) 取得請求権付株式であつて、その取得と引換えに調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがあるもの

を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが取得請求されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてその株式の転換価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社の普通株式を交付する定めがあるものを含む。）1株当たりの発行価額（新株予約権の発行に際して払込みがなされた額に行使に際して出資される財産の価額を加えた額を、行使に際して交付される当会社の普通株式の数で除した金額をいう。以下同じ。）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、予め書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前（i）号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生（当会社の発行した取得条項付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付する場合も含む。）によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記（a）（iv）に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
- (iv) 上記（a）（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- (3) 転換価額の調整を行わない場合
上記（2）転換価額の調整の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) 当会社の発行した取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付するとき、又は新株予約権の行使により当会社の普通株式を交付するとき。
- (b) 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、従業員又は取締役会が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。
- (c) 上記（2）転換価額の調整（a）（iii）ないし（v）が適用される場合において、A種優先株式の発行済株式の総数の2/3以上を有するA種優先株主がかかる調整を不要としたとき。
- (4) 転換により交付すべき普通株式数
A種優先株式1株の転換により交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、転換の結果各A種優先株主に交付すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。なお、A種優先株式1株の転換により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、A種優先転換比率という。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の払込金額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金7,640円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれに類する事由があった場合には当会社の取締役会により適切に調節される。

（取得条項付株式（一斉取得））

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、A種優先株式をすべて取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき上記（取得請求権付株式（転換請求権））第2項（4）に規定するA種優先株式の払込金額をその時点におい

	て適用される転換価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。 令和4年5月19日変更 令和4年5月31日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 安田 裕介
	取締役 小野 真宏 令和3年8月1日就任 令和3年8月6日登記
	東京都中央区築地七丁目3番10-1203号 代表取締役 安田 裕介
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。 令和4年5月19日設定 令和4年5月31日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 5個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とする。 ただし、新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあるものとする。</p> <p>(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は会社法第180条第2項第2号に基づく株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行若しくは処分、株式無償割当て、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。 新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式100株とする。 ただし、新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあるものとする。</p> <p>(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は会社法第180条第2項第2号に基づく株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行若しくは処分、株式無償割当て、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。 令和4年5月19日変更 令和4年5月31日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権は無償で発行する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1株につき金275,000円（以下「行使価額」という。）とし、 新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。 ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、</p>

調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

(2) 会社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、会社分割及び株式交付に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。))の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。))を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

1 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

2 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{1 \text{株あたり払込金額}} \right)}{\text{時価}}$$

3 上記算式については下記の定めに従うものとする。
 ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。)

② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 会社が合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行わないものとする。

1株につき金2,750円(以下「行使価額」という。))とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。
 (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

- 分割・併合の比率
- (2) 会社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、会社分割及び株式交付に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。
- 1 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。
 - 2 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。
 なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 上記算式については下記の定めに従うものとする。
 - ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。)
 - ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとする。

令和4年5月19日変更 令和4年5月31日登記

新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、2023年8月3日から2031年7月31日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件等は、以下のとおりとする。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、会社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権の行使は新株予約権1個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 会社は、以下に基づき新株予約権を取得することができる。会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができる、一部を取得する場合は、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定）により取得する新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）が行われたとき、又は会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- 1 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 2 権利者が会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 3 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を毀損した場合
 - 4 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - 6 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - 7 権利者が法人である場合において、権利者につき解散の決議が行われた場合
 - 8 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - 9 権利者が以下のいずれの身分をも喪失した場合
 - ① 会社又は子会社の取締役又は執行役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - 10 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ① 自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役又は執行役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
 - 11 会社が2028年6月30日までに金融商品取引所に上場しなかった場合

令和 3年 8月 2日発行

令和 3年 8月 6日登記

第2回新株予約権
新株予約権の数
100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の新株予約権1個あたりの目的である株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権1個あたり443円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金7,640円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法」(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

(2) 会社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、会社分割及び株式交付に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

ア 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

イ 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

ウ 上記算式については下記の定めに従うものとする。

① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目

的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われぬものとする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、令和4年12月1日から令和19年11月30日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件等は、以下のとおりとする。

(1) 行使条件

ア 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

イ 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの金融商品取引所へ上場される（以下、単に「上場」という。）までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。

ウ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

エ 本新株予約権者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相続

新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

会社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、会社において取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合

(2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 本新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(4) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合

(5) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(6) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出

- し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (8) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - (9) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ア 自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - イ 本新株予約権者が取締役又は監査役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合
 - (10) 会社が令和19年11月30日までに金融商品取引所に上場しなかった場合

令和 4年11月30日発行

令和 4年12月14日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

1,200個

500個

令和 5年 2月 1日変更

令和 5年 2月 7日登記

300個

令和 6年 3月31日変更

令和 6年 4月11日登記

100個

令和 6年 8月 6日変更

令和 6年 8月15日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とする。ただし、新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあるものとする。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は会社法第180条第2号に基づく株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行若しくは処分、株式無償割当て、合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権は無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金7,640円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法」(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、会社分割及び株式交付に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

- ア 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。
- イ 「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ウ 上記算式については下記の定めに従うものとする。
- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。
 - ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 上記(2)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併、株式交換、会社分割又は株式交付を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われぬものとする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間は、令和6年12月1日から令和14年11月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件等は、以下のとおりとする。

- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、会社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権の行使は新株予約権1個単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

会社は、以下に基づき新株予約権を取得することができる。会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、取締役の過半数の決定）により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたとき、又は会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立したときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - ア 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - イ 権利者が会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を毀損した場合
 - エ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - オ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - カ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - キ 権利者が法人である場合において、権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ク 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ケ 権利者が以下のいずれの身分をも喪失した場合
 - ① 会社又は子会社の取締役又は執行役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - コ 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ① 自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役又は執行役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
 - サ 会社が令和14年11月30日までに金融商品取引所に上場しなかった場合

令和 4年11月30日発行

令和 4年12月14日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

2,617個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社のA種優先株式1株とする。

なお、会社が株式分割（A種優先株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてののみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的

たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

$$\frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}$$

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権は無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき金7,640円(以下「行使価額」という。)とし、行使価額の総額は、金19,993,880円とする。
- (2) (3)の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 1 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- 2 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)とする。
- 3 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- 4 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。
- 5 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。
 - 1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもってA種優先株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - 2 株式の分割によりA種優先株式を発行する場合
① 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりA種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
② 上記①ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社のA種優先株式を発行する。

$$\frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- 3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってA種優先株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。)を発行する場合
調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
 - (4) (3)の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。
 - 1 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
 - 2 前号のほか会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
 - 3 (3)の3に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。
- 新株予約権を行使することができる期間
行使期間は、令和5年3月24日から令和12年3月31日までとする(行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)

	<p>新株予約権の行使の条件 なし</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 会社が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に定める金融商品取引所に対しその株式を上場申請するために、申請基準決算日を取締役会の決議により決定した場合には、新株予約権の全部を取得し、引換えに新株予約権者に対し会社の普通株式を目的とする他の新株予約権を交付することができるものとする。</p> <p>(2) 取得により発行すべき普通株式を目的とする他の新株予約権 本新株予約権1個の取得と引換えに交付すべき普通株式を目的とする他の新株予約権は1個とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和</td> <td>5年</td> <td>3月24日発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>5年</td> <td>4月5日登記</td> </tr> </table>	令和	5年	3月24日発行	令和	5年	4月5日登記
令和	5年	3月24日発行						
令和	5年	4月5日登記						
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>設立</p>	<p>平成29年 7月 6日登記</p>						

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。